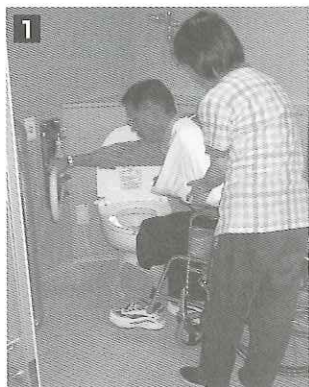


1 建築物

(6) 車いす使用者用便房 ⑤

②-2 軽度の介助の場合



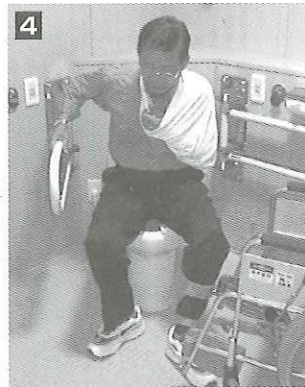
動く方の手足が便器に近づくようにして、便器の斜め前に車いすを近づけます。



麻痺のある側に介助者が立って、車いすから立ち上がるのを介助します。



動く方の腕で手すりにつかまりながら便器に移ります。



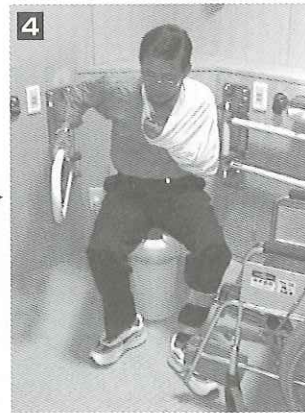
②-3 中等度の介助の場合



動く方の手足が便器に近づくように車いすを近づけ、介助者が正面から介助して(抱き上げて)立ち上がります。



介助者が抱き上げたまま体を回転し、便器に移ります。この時は介助者につかまり手すりは使用しません。



便器に座っている時は、手すりにつかまってバランスをとります。

⑤ 小便器の立ち上がり



動く方の手で手すりの上部を握りながら車いすから立ち上がります。



手足が動く方の手すりに寄りかかり、体を支えながら用を足します。



手すりを握りながら車いすに移ります。



動く手足側に車いすを置き替えてアームレストにつかまって立ち上がり、車いすに移ります。



動く手足側の手すりを開き車いすを移動し、介助者が正面から抱き上げて立ち上がります。



車いすの方に回転し車いすに移ります。



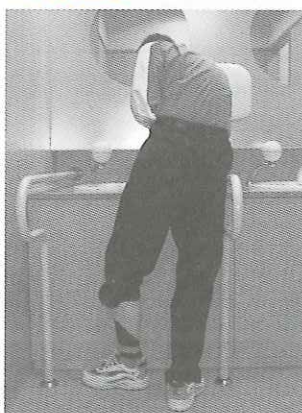
車いすの方に回転し車いすに移ります。

③ 小便器



手足が動く方の手すりに寄りかかり、体を支えながら用を足します。

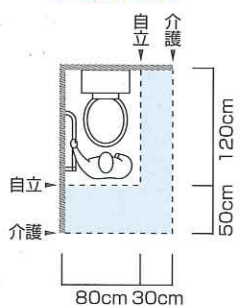
④ 洗面器



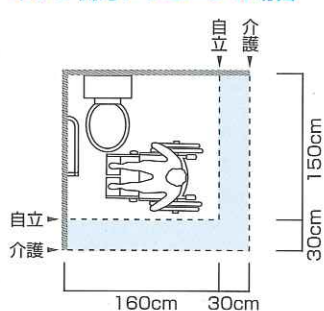
手足が動く方の手すりに寄りかかり、体を支えながら手を洗います。

【参考:乗り移り方向による必要なスペース】

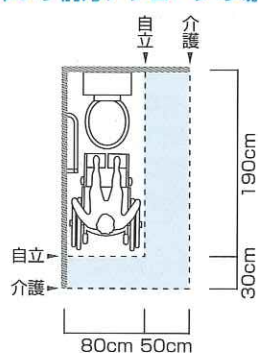
歩行の場合



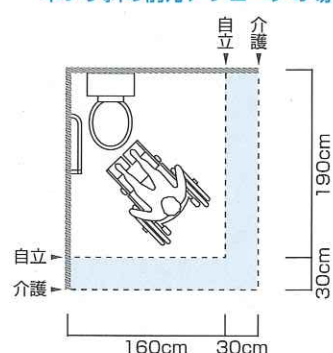
車いす側方アプローチの場合



車いす前方アプローチの場合



車いす斜め前方アプローチの場合



出典：地域リハビリテーションマニュアル 1995年 三輪書店

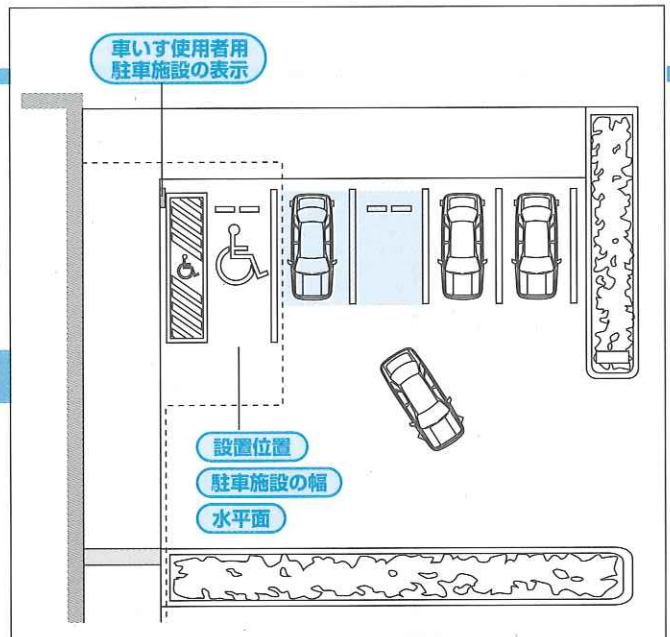
1 建築物

(7) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車いす使用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車いす使用者用駐車施設は、建築物出入口に近い場所に設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車いす使用者用であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車いす等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物（事務所、工場等及び共同住宅を除く。）】

●整備基準

多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。

- ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、**350cm^①**以上とすること。
- ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- エ 床面は、**水平^②**とすること。

●基準の解説

- ① 車体幅210cmに、車いすが回転でき、介助者が横に付き添えるスペース(140cm)を加えた幅です。
- ② 床面に傾斜がある場合、車いすの乗り移りの際にすべって転倒する場合があります。

さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

駐車場

- 1) 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が**200**以下の場合にあっては、当該駐車台数に**50分の1**を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が**200**を超える場合にあっては、当該駐車台数に**100分の1**を乗じて得た数に**2**を加えた数とすること。
- 2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7「敷地内の通路」1)から3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - ロ 幅は、**350cm**以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7「敷地内の通路」1)から3)までに定める構造とすること。

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

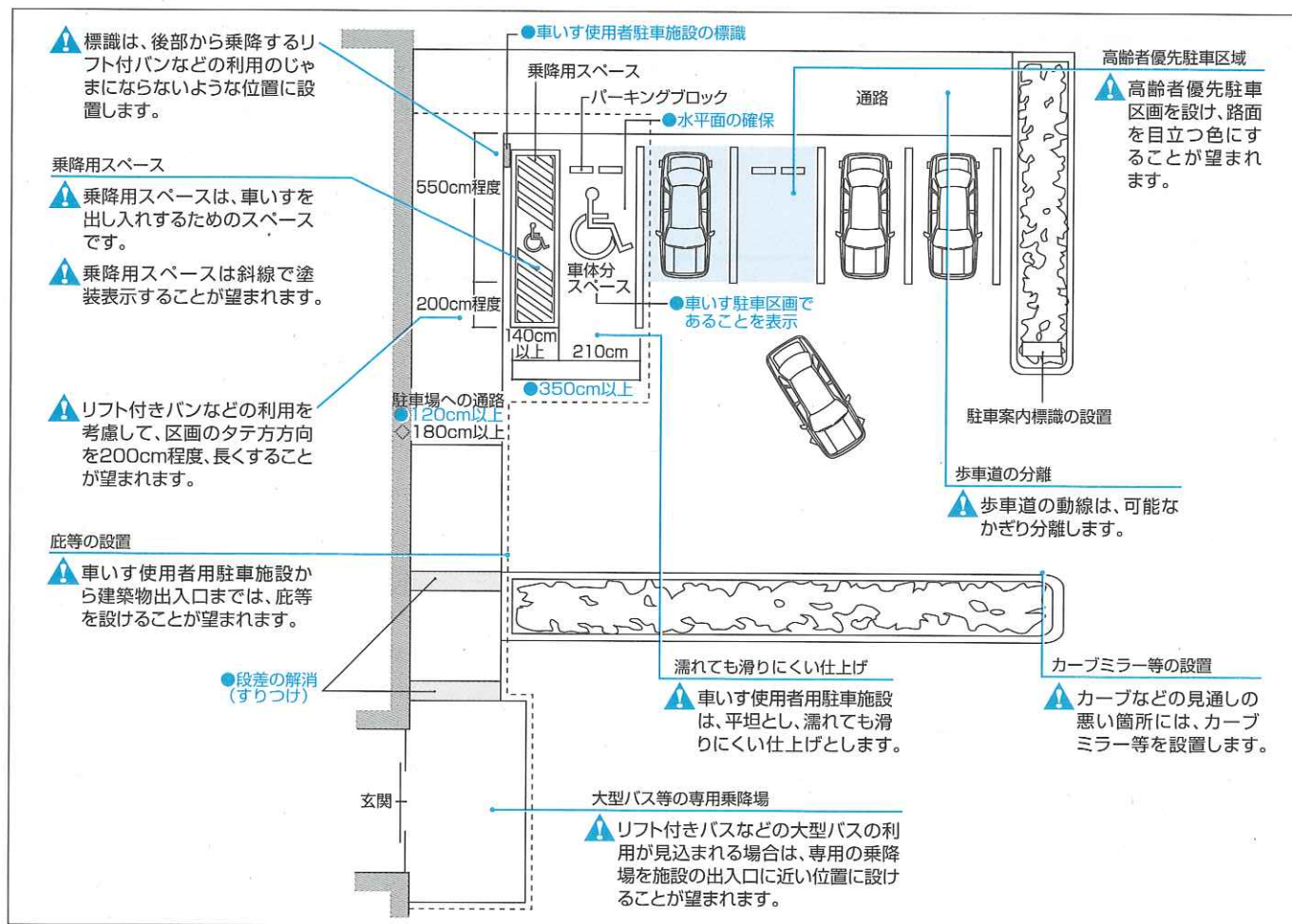
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

※ 注意マーク

駐車場（車いす使用者用駐車施設）の整備例

- ▲ 車いす使用者用駐車施設の数、建築物の利用目的、使用頻度など考慮して決定します。
- ▲ 後部から乗降するリフト付きバンなどの特殊車両の利用する場合があるため、車いす使用者用駐車施設の位置、区画面積に配慮します。
- ▲ 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者だけでなく、移動にハンディキャップのある全ての人が利用できる駐車区画とすることが望めます。



車いす使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例

